

地域特性重点特化事業

1. 協議方法

協議様式4に必要事項を記載の上、令和8年3月10日(火)までに、厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室地域支援係宛てにメールにて提出してください。

なお、地域特性重点特化事業については、自治体におけるP D C Aが特に重要であることから、以下の内容を必ず盛り込んでください。また、「実施結果」、「事後評価」、「今後の進め方」の項目は、事業実施後に記入いただくため、協議時は記入不要です。

【課題の分析】

○その地域における自殺の現状

当該地域で特定の年代等（男女別、年齢階級別、職業別）のクロス集計における自殺者数、自殺死亡率の増加または減少の鈍化の事象、要因、居住地区などを把握する。

○事業案の検討

現状把握から導き出された課題を整理し、当該課題の解決・解消等に向け、効果の見込まれる方法・手段を検討し、事業案を策定する。

なお、従前から同様の事業を継続して実施している場合は、直近年度の事業の詳細（実施内容、対象者の人数等）、実施により得られた効果（【実施結果（実績報告時に記入）】に記載している点に注意）を詳細に記載し、これらを踏まえた上で、新年度の事業案ではどのような事業内容の改善を図るのかを明記する。

【事前評価】

○評価方法

事業の有効性等を評価するための項目・基準や評価指標を設定し、策定した事業案について、行政トップが責任者となる推進本部、外部有識者等により評価を行う。（評価指標については、「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引 P40, 41 を参照すること）

○評価結果

評価実施日、評価者、主な意見、それらを踏まえた評価結果をまとめる。

【事業内容（予定）】

○事業名

○該当する事業メニュー（以下から選択）

- | | | |
|----------|---------------|-------------|
| ①対面相談事業 | ②電話・SNS相談事業 | ③人材養成事業 |
| ④普及啓発事業 | ⑤自死遺族支援機能構築事業 | ⑥計画策定実態調査事業 |
| ⑦若年層対策事業 | ⑨深夜電話相談強化事業 | ⑩自殺未遂者支援事業 |

○自殺総合対策大綱における区分（別添から選択）

○事業の詳細

- ・事業目的
- ・実施内容（件数、実施回数、配布枚数等も記載すること）
- ・対象者（人数、年齢層、職業等も記載すること）
- ・実施期間
- ・民間団体への補助事業又は委託事業であれば、当該団体の概要、実績、当該団体へ補助又は委託する必要性

○事業費

- ・総額
- ・主な経費内訳
 - ・人件費（人数）
 - ・補助金、委託金
 - ・その他の経費（使途別に記載。「旅費：〇〇円」など。）

○見込まれる効果

事業の内容に即して、この事業を行うからこそ見込まれる効果を記載すること（単なる「自殺者数や自殺死亡率の低下」等の記載は不可）。自殺者数や自殺死亡率の低下に向けた課題を特定した上で、当該事業により、どのように当該課題の解決を図り、どのような効果を見込むものか、「中間的な」指標等を用いて具体的に記載するとともに、その「中間的な」効果がどのように最終目標である自殺者数や自殺死亡率の低下につながるのかを意識した記載とすること。

○達成目標（現状・目標値）

定量的な指標であることが望ましい。自殺者数や自殺死亡率の変化ではなく、当該事業に応じた指標を設定すること（指標については、「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引 P40, 41 を参照すること）。

【実施結果（実績報告時に記入）】

○事業の詳細

- ・実施内容
- ・対象者（人数）
- ・実施期間

○事業費

- ・総額
- ・主な経費内訳
 - ・人件費（人数）
 - ・補助金、委託金
 - ・その他の経費（使途別に記載。「旅費：〇〇円」など。）

○実施により得られた効果

自殺者数や自殺死亡率の変化ではなく、当該事業に係る効果を記載すること。また、「～が期待される」といった根拠の乏しい記載ではなく、具体的に記載すること。

例：(相談事業の場合) 相談者にどのような効果をもたらしたか。

(広報事業の場合) 相談窓口を紹介するポスターを見て、どのくらい相談数が増えたか。

(研修事業の場合) 研修直後及び一定期間後のアンケート調査等により測定した役立ち度等

○目標達成状況

【事後評価（実績報告時に記入）】

○評価方法

事業結果をもとに、

- ・見込んでいた効果・目標と、実際の効果・目標達成度の比較
- ・考えられる課題点、改善点

を取りまとめ、設定した評価項目・基準や評価指標に基づき、行政トップが責任者となる推進本部、外部有識者等により検証・評価を行う。例えば、「無職の中老年男性」等対象者を特定した事業を行う場合には、当該対象者の自殺者数や自殺死亡率を算出し、検証・評価に活用すること。

○評価結果

評価実施日、評価者、主な意見、それらを踏まえた評価結果をまとめる。

【今後の進め方（実績報告時に記入）】

○継続（地域特性重点特化事業または他メニュー）または事業終了

○その理由

※事業の実施による成果物（研修資料、アンケート結果を取りまとめたもの等）を、実績報告書類提出時に添付すること。

2. 選定自治体数

若干数

3. 目安額等

1 自治体あたり 5,000 千円以内とする。（概ね3年程度を上限とする。）

対象経費は、令和元年5月29日厚生労働省発社援0529第6号厚生労働事務次官通知の別紙「地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策事業）交付要綱」の別表のとおりである。

4. 留意事項

- (1) 地域特性重点特化事業の協議は1都道府県あたり原則1事業とする。(複数の事業を協議する場合は優先順位をつけること。)
- (2) 市町村事業については、都道府県においても当該事業の必要性・妥当性や、都道府県事業との重複等を厳正に審査いただくとともに、事業完了後に都道府県において市町村の事業の効果測定を実施すること。
- (3) 記載内容に不足・不備が無いよう、提出前に十分確認を行うこと。また、市町村事業については、都道府県においても記載内容の確認を行うこと。なお、記載内容に不足・不備がある場合には、採択を見送る場合もあるため留意すること。